

資料

平成27年9月17日開催
第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について----- 1

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について----- 2～ 9

議案第 3号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について----- 10～11

○規約の変更

議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について----- 12～14

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について----- 15

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について----- 16～17

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定要旨

1 制定要旨

平成25年に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)では、社会保障、税、災害対策の各分野で効率的に情報を管理するために、マイナンバーを利用できる事務が明確に規定されており、それ以外の事務で利用する場合、また、庁内連携において利用する場合は、新たな条例の制定が必要とされています。

美瑛町では「美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例」と「美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」による医療費助成事務について、また、税務課が行う住民税の算定のために、住民生活課が保有する住民票関係情報を受け取る場合などの庁内連携事務について、マイナンバーを利用し事務処理を効率的に行い、申請時の提出書類の削減など、町民の利便性を高めるために、条例の制定を行うものです。

2 制定概要

第1条(趣旨)

本条例の趣旨を規定。

第2条(定義)

本条例で使用する用語の定義を規定。

第3条(町の責務)

町の責務について規定。

第4条(個人番号の利用範囲)

個人番号の利用範囲について規定。

第5条(施行規定)

規則への委任について規定。

附 則

施行期日は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)と規定。

美瑛町個人情報保護条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成25年に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）では、町が保有し、行政手続に活用する個人番号などの特定個人情報と情報提供等記録は、通常の個人情報（氏名、住所、生年月日など）と比較し、より一層の保護措置を講じるものとしており、目的外利用や提供の制限など管理する側の保護措置、町民による開示、訂正、利用の停止などの手続きについて定められていることから、これらを町が制定している個人情報保護条例に反映するために本条例を改正するものです。

2 改正概要

- (1) 新たに特定個人情報の規定を設け、わかりやすくするために目次（章立て）と「特定個人情報に関する特則」の章を追加。
- (2) 特定個人情報や情報提供等記録その他用語について定義。
- (3) 特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用について以下のとおり制限。
 - ・「特定個人情報」の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。
 - ・「情報提供等記録」については、目的外利用を禁止。
- (4) 特定個人情報及び情報提供等記録の提供は、番号法第19条に定めるものを除き禁止。
- (5) 特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示請求を認める。
- (6) 特定個人情報及び情報提供等記録の開示申請手数料については、現行の条例において開示・訂正等の申請手数料は無料としているため、特定個人情報の開示についても無料。
- (7) 特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による訂正等

の請求を認める。

(8) 情報提供等記録について訂正があった場合、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。

(9) 特定個人情報及び情報提供等記録の利用の停止、消去又は提供の停止請求については以下のとおり。

・「特定個人情報」については、次の場合に限り、利用停止又は消去の請求を認める。

- ① 適法に取得されたものでない場合
- ② 保有制限に対する違反
- ③ 利用制限に対する違反
- ④ 収集制限・保管制限に対する違反
- ⑤ ファイル作成制限に対する違反

・「特定個人情報」については、次の場合に限り、提供の停止請求を認める。

- ① 提供制限に対する違反

・「情報提供等記録」については、利用停止請求を認めない。

(10) 施行期日は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条－第4条）</u></p> <p><u>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第5条－第10条）</u></p> <p><u>第3章 開示及び訂正等（第11条－第20条）</u></p> <p><u>第4章 特定個人情報に関する特則（第20条の2－第20条の9）</u></p> <p><u>第5章 不服申立て（第21条）</u></p> <p><u>第6章 事業者における個人情報の取扱い（第22条－第24条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第25条－第28条）</u></p> <p><u>第8章 罰則（第29条）</u></p> <p><u>第9章 委任（第30条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p> <u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 【略】</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例（<u>第4章を除く。</u>）における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例 _____ における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 【略】</p>

新	旧
<p>第3条～第4条 【略】</p> <p>第2章 <u>実施機関における個人情報の取扱い</u></p> <p>第5条～第10条 【略】</p> <p>第3章 <u>開示及び訂正等</u></p> <p>第11条～第20条 【略】</p> <p>第4章 <u>特定個人情報に関する特則</u></p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第20条の2 <u>この章において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 実施機関 町長及び教育委員会をいう。</u></p> <p><u>(2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人をいう。</u></p> <p><u>(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機</u></p>	<p>第3条～第4条 【略】</p> <p>第5条～第10条 【略】</p> <p>第11条～第20条 【略】</p>

新	旧
<p><u>関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）をいう。</u></p> <p><u>（利用の制限）</u></p> <p><u>第20条の3 実施機関は、第7条の規定にかかわらず、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために利用することができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、第7条の規定にかかわらず、情報提供等記録を利用目的以外の目的のために利用してはならない。</u></p> <p><u>（提供の制限）</u></p> <p><u>第20条の4 実施機関は、第7条の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p><u>（任意代理人による開示請求）</u></p>	

新	旧
<p><u>第20条の5 保有特定個人情報にあっては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第12条の開示請求をすることができる。</u> <u>(費用の負担)</u></p> <p><u>第20条の6 第20条の規定は、保有特定個人情報の開示に係る手数料について準用する。</u> <u>(任意代理人による訂正等の請求)</u></p> <p><u>第20条の7 保有特定個人情報にあっては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第18条の訂正等の請求をすることができる。</u> <u>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</u></p> <p><u>第20条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u> <u>(利用停止請求の事由等)</u></p>	

新	旧
<p><u>第20条の9 保有特定個人情報にあっては、次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、当該各号に定めるところにより、実施機関に対し、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p><u>ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。</u></p> <p><u>イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。</u></p> <p><u>ウ 第20条の3の規定に違反して利用されているとき。</u></p> <p><u>エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p><u>オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</u></p> <p><u>(2) 第20条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</u></p>	

新	旧
<p>2 <u>第12条の規定を準用する第20条の5の規定は、保有特定個人情報の利用停止請求について準用する。</u></p> <p>3 <u>何人も、情報提供等記録の利用停止請求をすることができない。</u></p> <p> <u>第5章 不服申立て</u></p> <p>第21条 【略】</p> <p> <u>第6章 事業者における個人情報の取扱い</u></p> <p>第22条～第24条 【略】</p> <p> <u>第7章 雑則</u></p> <p>第25条～第28条 【略】</p> <p> <u>第8章 罰則</u></p> <p>第29条 【略】</p> <p> <u>第9章 委任</u></p> <p>第30条 【略】</p>	<p>第21条 【略】</p> <p>第22条～第24条 【略】</p> <p>第25条～第28条 【略】</p> <p>第29条 【略】</p> <p>第30条 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の制定に伴い、平成27年10月から交付される通知カード、及び申請により平成28年1月から交付される個人番号カードについて、初回交付分については手数料は無料ですが、紛失、盗難等による再発行については手数料が必要なため、条例を改正するものです。

なお、総務省住民制度課からの事務連絡では、「通知カード及び個人番号カードの再発行手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円」となっているため、同額の手数料徴収を予定しています。

2 改正概要

(1) 徴収項目の追加

通知カードの再発行の項目を追加（500円）

個人番号カードの再発行の項目を追加（800円）

別表（第2条関係）

(2) 施行期日は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第2条関係）			第1条～第7条 【略】 別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1～15 【略】			1～15 【略】		
16 通知カードの再交付	1枚につき	500円			
17 個人番号カードの再交付	1枚につき	800円			
18～42 【略】			16～40 【略】		

新		旧	
本則附則 【略】		本則附則 【略】	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（15）	【略】北海道市町村備荒資金組合_____、石狩教育研修センター組合、【略】	石狩振興局（16）	【略】北海道市町村備荒資金組合、道央地区環境衛生組合、石狩教育研修センター組合、【略】
渡島総合振興局（16）	【略】山越郡衛生処理組合_____、南渡島消防事務組合、【略】	渡島総合振興局（17）	【略】山越郡衛生処理組合、南渡島青少年指導センター組合、南渡島消防事務組合、【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
十勝総合振興局（25）	【略】北十勝2町環境衛生処理組合_____、池北三町行政事務組合_____、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、 <u>とがち広域消防事務組合</u>	十勝総合振興局（28）	【略】北十勝2町環境衛生処理組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団_____
【略】	【略】	【略】	【略】

新		旧	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7 【略】	【略】白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、白糠町 【略】日高中部消防組合 、釧路東部消防組合、【略】	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7 【略】	【略】白老町 、白糠町 【略】日高中部消防組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、釧路東部消防組合、【略】
8 【略】	【略】	8 【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】北海道市町村備荒資金組合、 、石狩教育研修センター組合、【中略】山越郡衛生処理組合、 、南渡島消防事務組合、【中略】北十勝2町環境衛生処理組合、 、池北三町行政事務組合、 、	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】北海道市町村備荒資金組合、道央地区環境衛生組合、石狩教育研修センター組合、【中略】山越郡衛生処理組合、南渡島青少年指導センター組合、南渡島消防事務組合、【中略】北十勝2町環境衛生処理組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、

新		旧	
	南十勝複合事務組合、【中略】十勝中部広域水道企業団、とがち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、【略】		南十勝複合事務組合、【中略】十勝中部広域水道企業団、 川上郡衛生処理組合、【略】
10 【略】	【略】	10 【略】	【略】

新		旧	
本則附則 【略】 別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名		本則附則 【略】 別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名	
区分	市町村及び市町村の一部事務組合	区分	市町村及び市町村の一部事務組合
市～根室管内	【略】	市～根室管内	【略】
一部事務組合 (石狩)	石狩北部地区消 防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合	一部事務組合 (石狩)	道央地区環境衛生組合 石狩北部地区消 防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡 島西部広域事務組合 南渡島消防事務組 合 渡島廃棄物処理広域連合	(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島青少年指導 センター組合 南渡島衛生施設組合 渡 島西部広域事務組合 南渡島消防事務組 合 渡島廃棄物処理広域連合
(檜山)～(日高)	【略】	(檜山)～(日高)	【略】
(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政 事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合 とかち広域消防事務組合	(十勝)	西十勝消防組合 北十勝消防事務組合 南十勝複合事務組合 東十勝消防事務組 合 南十勝消防事務組合 池北三町行政 事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合
(釧路)～(札幌)	【略】	(釧路)～(札幌)	【略】

新	旧
<p>第1条 この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。</u></p>
<p>第2条～附則 【略】 別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】 日高東部衛生組合</p> <hr/> <p>渡島西部広域事務組合 【中略】 安平・厚真行政事務組合</p>	<p>第2条～附則 【略】 別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】 日高東部衛生組合 <u>道央地区環境衛生組合</u> 渡島西部広域事務組合 【中略】 安平・厚真行政事務組合 <u>東十勝消防事務組合</u></p>

新	旧
北空知広域水道企業団	北空知広域水道企業団
十勝圏複合事務組合 【中略】	<u>西十勝消防組合</u> 十勝圏複合事務組合 【中略】
西天北五町衛生施設組合	西天北五町衛生施設組合
北空知学校給食組合 【中略】	<u>南十勝消防事務組合</u> 北空知学校給食組合 【中略】
岩内地方衛生組合	岩内地方衛生組合
北海道市町村備荒資金組合 【中略】	<u>北十勝消防事務組合</u> 北海道市町村備荒資金組合 【中略】
長幌上水道企業団	長幌上水道企業団
西紋別地区環境衛生施設組合 【中略】	<u>南渡島青少年指導センター組合</u> 西紋別地区環境衛生施設組合 【中略】
道央廃棄物処理組合	道央廃棄物処理組合
<u>とがち広域消防事務組合</u>	_____

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
<p>十勝岳望岳台防災施設給水管布設工事 (第1工区)</p>	<p>給水管布設工事 送水管布設工 φ40 L=1511.5m 既設送水管撤去工 各一式</p>	<p>指名競争入札 による落札</p>	<p>美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努</p>	<p>円 32,724,000</p>	<p>工期 自 平成27年9月17日 至 平成27年12月15日 1. (有)木田建設 2. (株)清水組 3. 浜塚建設工業(株) 4. (株)美瑛プロパンセンター (第1回目落札)</p>
<p>十勝岳望岳台防災施設給水ポンプ場築造工事</p>	<p>給水ポンプ場築造工事 No.1 ポンプ場築造工 No.2 ポンプ場築造工 既設ポンプ場撤去工 ポンプ設備機械 各一式</p>	<p>指名競争入札 による落札</p>	<p>美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士</p>	<p>円 30,456,000</p>	<p>工期 自 平成27年9月16日 至 平成27年12月15日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運輸(株) 6. (株)丸善建設 (第1回目落札)</p>